

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

阪神大震災への第2次特例税制の主な内容

Q: この度、政府は阪神大震災で被災した住民や企業を対象とした税の減免・優遇措置を決めたそうですが、どんな内容ですか。教えてください。

A: 今回の措置は、前回の1994年分の所得税、住民税の還付を盛り込んだ2月20日施行の特例に次ぐ第2弾で主な内容は次のようになっています。

(個人向け)

- ・家が倒壊しても6年間の住宅ローン控除期間が残っている場合には所得税控除が受けられる。
- ・住宅財形貯蓄、年金財形貯蓄を臨時に払い出した場合でも非課税とされる。
- ・震災前に相続、贈与された財産への課税は震災直後の価格に課税する。
- ・自治体や住宅、都市整備公団が被災地で行う土地区画整理事業などに土地を譲渡する場合、5000万円の特別控除を認める。
- ・震災で損壊した建物の建て直し、買い替えた物件の登記に関する登録免許税を免除する。

(企業向け)

- ・震災の損害分を前年度の損金に認め、すでに払った法人税を還付する。
- ・被災事業用資産の買換え、被災地以外の資産から被災地への買換えは原則非課税(既成市街地内へは譲渡益の20%に課税)する。
- ・被災した機械、建物を更新した場合には新しい資産の特別償却を認める。

